

千葉県児童家庭課啓発物品貸出要領

(目的)

第1条 県内市町村等関係機関に、児童虐待防止、DV防止、及び里親制度啓発パネル、並びにエアアーチ等（以下「啓発物品」）の貸出を行い、住民意識の高揚を図るとともに、県内市町村等関係機関における児童虐待防止、DV防止、及び里親制度に関する施策の推進を支援する。

(対象)

第2条 貸出の対象は、県内市町村等関係機関とする。

(使用の承諾)

第3条 啓発物品の貸出を希望する県内市町村等関係機関（以下「県内関係機関」という。）は、あらかじめ、啓発物品貸出申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、千葉県健康福祉部児童家庭課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、使用を承諾する場合、使用承諾書（別記第2号様式）により、県内関係機関に通知するものとする。

3 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 県内関係機関は、管理者から直接啓発物品を借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は県内関係機関が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を宅配業者等に依頼する場合、その経費は県内関係機関の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、1回につき原則2週間以内とする。

(遵守事項)

第6条 県内関係機関は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された場所で使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 啓発物品返却時には、啓発物品を使用した際の状況がわかる写真及び使用結果報告書（第3号様式）を提出すること。

(4) 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。

(5) 汚損・破損しないよう展示及び輸送・保管の際は十分注意すること。

(注意事項)

第7条 啓発物品貸出申請書は、遅くとも貸出を希望する日の1週間前までに提出する。

2 貸出中（搬送中含む）に啓発物品を汚損した場合は、その回復に要した実費を利用者側が負担すること。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項については、管理者と協議することとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年5月26日から施行する。

この要領は、令和7年9月4日から施行する。